

答申第 1 4 6 号

(諮問第 1 7 0 号)

答 申

第 1 審査会の結論

大分県知事（以下「実施機関」という。）が令和 6 年 5 月 22 日付けで行った保有個人情報部分開示決定処分及び保有個人情報不開示決定処分については、妥当である。

第 2 審査請求に至る経緯

1 保有個人情報の開示請求

審査請求人は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 77 条第 1 項の規定により、令和 6 年 4 月 8 日付けで、実施機関に対して、次の内容の保有個人情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

令和 2 年度大分県社会福祉審議会児童福祉専門分科会里親部会の議事録及び添付資料に記載された、私達夫婦に係る内容に関する情報。並びに令和 4 年・5 年・6 年度の大分県社会福祉審議会児童福祉専門分科会里親部会の議事録及び添付資料に、私達夫婦に係る内容に関する情報及び年齢制限についての記載事項

2 実施機関の決定

実施機関は、本件開示請求に係る公文書として、次の公文書を特定し、法第 78 条第 1 項第 2 号、第 3 号イ及びロ並びに第 6 号に掲げる情報が記録されているとして、部分開示決定処分及び不開示決定処分（以下「本件部分開示決定処分等」という。）を行い、令和 6 年 5 月 22 日付けで審査請求人に通知した。

なお、本件部分開示決定処分等における不開示部分及び不開示とした理由は別表 1 のとおりである。

- (1) 令和 2 年度第 1 回大分県社会福祉審議会児童福祉専門分科会里親部会の議事録及び添付資料
- (2) 令和 2 年度第 2 回大分県社会福祉審議会児童福祉専門分科会里親部会の議事録及び添付資料
- (3) 令和 4 年度第 1 回大分県社会福祉審議会児童福祉専門分科会里親部会の議事録及び添付資料
- (4) 令和 4 年度第 2 回大分県社会福祉審議会児童福祉専門分科会里親部会の議事録及び添付資料
- (5) 令和 4 年度第 3 回大分県社会福祉審議会児童福祉専門分科会里親部会の議事録及び添付資料
- (6) 令和 4 年度第 4 回大分県社会福祉審議会児童福祉専門分科会里親部会の議事

録及び添付資料

- (7) 令和 5 年度第 1 回大分県社会福祉審議会児童福祉専門分科会里親部会の議事録及び添付資料
- (8) 令和 5 年度第 2 回大分県社会福祉審議会児童福祉専門分科会里親部会の議事録及び添付資料
- (9) 令和 5 年度第 3 回大分県社会福祉審議会児童福祉専門分科会里親部会の議事録及び添付資料
- (10) 令和 5 年度第 4 回大分県社会福祉審議会児童福祉専門分科会里親部会の議事録及び添付資料
- (11) 令和 6 年度大分県社会福祉審議会児童福祉専門分科会里親部会の議事録及び添付資料

3 審査請求

審査請求人は、本件部分開示決定処分等について、行政不服審査法（昭和 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定に基づき、令和 6 年 8 月 22 日付けで、実施機関に対して審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第 3 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件部分開示決定処分等を取り消し、全て開示するように求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張の内容は、おおむね次のとおりである。

法第 78 条第 1 項第 2 号に基づく非開示理由については、性別、年齢、市町村だけでは個人を特定できないため、該当性がないと解釈される。

また、法第 78 条第 1 項第 6 号に基づく非開示理由は、個人情報の開示が組織の意思決定過程や内部の検討、協議に影響を与える恐れがある場合に適用されるが、個人に対する情報の開示がそのような影響を及ぼす可能性は非常に低いため、適用されるべきではない。

さらに、法第 78 条第 1 項第 3 号ロおよびイに基づく非開示理由も、具体的な権利侵害や競争上の不利益が証明されない限り適用されず、公益性や社会的利益を考慮すると情報の開示が優先されるべきである。

第 4 実施機関の弁明の要旨

実施機関の弁明の内容は、おおむね次のとおりである。

1 本件対象公文書の意義、性格について

児童福祉法施行令第 29 条では、里親の認定をするには、同法第 8 条第 2 項に規定する都道府県児童福祉審議会の意見を聞かなければならないとされている。また、大分県社会福祉審議会運営要領では、里親部会を設置し、里親の認定等に関することを調査審議することとしている。本件対象公文書は、大分県社会福祉審議会児童福祉専門分科会里親部会の次第並びに里親の認定及びその他里親に関する事項等についての審議内容を記録した議事録である。

2 本件対象公文書の不開示情報該当性判断について

(1) 法第 78 条第 1 項第 2 号該当性について

本件対象公文書の資料および議事録には、里親登録を希望する申請者の氏名、生年月日、職業に関する記載があり、これらの情報は個人を識別しうる情報である。さらに、児童相談所職員が調査した、申請者の配偶者の親族に係る記載（続柄、年齢、在住する市町村、生活状況、健康状態）があり、これらの情報はそれ自体として特定の個人を識別しうる情報ではないが、組み合わせることで個人を識別することが十分可能と考えられる。

以上のことから、今回不開示とした情報は法第 78 条第 1 項第 2 号に規定する不開示情報に該当するものと判断する。

(2) 法第 78 条第 1 項第 3 号イ該当性について

本件対象公文書の資料には、里親認定前実習先として受け入れ、評価した施設、法人印影および、年齢差基準について検討をするにあたり意見照会をした医療機関名が記載されている。印影は法人の内部管理情報にあたるため、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると考えられる。また、医療機関名については、公にすることにより、既に開示している意見と照らし合わせ、医療機関に対し問い合わせが相次ぎ、当該法人等の業務に支障を及ぼすなど、当該法人等の権利及び競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

以上のことから、今回不開示とした情報は、法第 78 条第 1 項第 3 号イに規定する不開示情報に該当するものと判断する。

(3) 法第 78 条第 1 項第 3 号ロ該当性について

本件対象公文書の資料には、年齢差基準について検討をするにあたり照会した自治体名、児相名、具体的な年齢要件等に関する記載がある。これらの情報は大分県が他の自治体に年齢差基準について調査検討する目的で、他の用途では使用しない条件で照会し、他の自治体も左記条件を把握したうえで提出された情報である。他県は年齢差に基準に関する情報を公開していないことから、本件開示請求をもって公開することは不適當であり、個別に他の自治体に情報公開請求をすべきと考えられる。

以上のことから、今回不開示とした情報は、法第 78 条第 1 項第 3 号ロに規定す

る不開示情報に該当するものと判断する。

(4) 法第 78 条第 1 項第 6 号該当性について

本件対象公文書の資料および議事録には、申請人夫妻に対する児童相談所長や研修機関の評価や、年齢差基準を議論するにあつての委員および県の意見や考え方について記載されている。これらの情報を公開することで、既に公開されている委員や職員氏名と照合し、発言した委員や職員に対し不当な圧力等がかかり、今後の活発な意見交換や業務遂行ができなくなるおそれがある。

以上のことから、今回不開示とした情報は、法第 78 条第 1 項第 6 号に規定する不開示情報に該当するものと判断する。

(5) その他

また、請求人の要請を受け、事業実施課にて再度請求に係る事項の有無について確認をしたが、該当する事項はなかった。

第 5 審査請求人の反論の要旨

実施機関の弁明に対する審査請求人の反論は、おおむね次のとおりである。

1 本件対象公文書の意義、性格について

本来の意義としては、概ね支援課の記載されている通りであると考ええる。しかし、大分県社会福祉審議会児童福祉専門分科会（以下「審議会」という。）で審議した、諮っている等を謳い、里親に対して審議してもいないことを審議したと錯誤や誤認させるための手段として、支援課や大分県中央児童相談所が活用している。

中央児童相談所長の「年齢のみで判断していない」という主張には信憑性が欠けていると考えざるを得ない。それにもかかわらず、養親が公文書を確認する機会がないことを利用し、「審議会で諮っている」と強調することで、養親に対して里親委託の可否について誤解を与える手段として使われているのが現状である。

ガイドラインでは、年齢を理由に一律に排除しないことが求められています。しかし、支援課および児相は、年齢差基準を事実上の主要な基準として運用しており、これはこども家庭庁が示すガイドラインに反する運用であると考えられます。審議会で個別の意見交換が行われている可能性があるものの、二重規範が適用されていることを指摘される不都合を隠蔽する意図があると推察されます。このような運用は合理的かつ公平な判断を欠いており、ガイドラインに適合した運用が行われているとは言い難い状況です。

2 本件対象公文書の不開示情報該当性判断について

(1) 法第 78 条第 1 項 2 号の該当性について

1. 情報の取得経緯に関する誤認

申請者の配偶者の親族に係る記載は、私達夫婦が書面にて記載し、児相に提出

したものであり、児相職員が親族に対して独自に調査を行った事実はない。このため、当該情報は、申請者側から提供された情報に基づいており、外部から収集された情報とは性質を異にする。

2. 開示請求者が知ることができる情報である点

本件情報は、法第 78 条第 1 項第 2 号イに定める「法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」に該当する。具体的には、当該情報は私達夫婦が提供したものであり、既に情報を所有していることから、「開示請求者が知ることができる情報」に該当する。法の趣旨に基づいても、このような情報が不開示情報に該当するとは解釈しがたい。

以上の理由から、支援課による法第 78 条第 1 項第 2 号の適用判断は不適切である。該当情報は「開示請求者が知ることができる情報」であり、不開示とする正当な理由は存在しないと考える。

(2) 法第 78 条第 1 項第 3 号イの該当性について

1. 競争上の地位や利益に与える影響の非現実性

本件対象法人は特定の福祉分野で限定的な役割を担っており、その性質上、他法人との競争環境が存在しない。例えば、実習先施設が「別府市の社会福祉法人栄光園」である場合、これは県内で唯一の乳児院であり、他法人との競争を論じる余地がない。したがって、印影を公にすることで競争上の地位や利益が害されることはあり得ない。

2. 意見照会を受けた医療機関への問い合わせへの懸念の非合理性

仮に医療機関名が公開されたとしても、それが即座に該当機関への問い合わせの「相次ぐ」状況を生むかは不明確である。さらに、当該機関が適切な広報対応を行うことで、問い合わせが業務に支障を及ぼす事態は容易に回避可能である。特に、医療機関の役割が法律や指針に基づく意見提供である場合、その内容は専門的かつ中立的であるため、問い合わせが増えたとしても当該機関の信頼性を損なう要素にはならない。

3. 医療的観点からの意見の重要性

意見照会を受けた医療機関の医師は、医療的観点から「年齢差基準」に基づく判断が誤りであることを指摘しており、これは医療知識を有さない児相職員の意見を是正する貴重なものである。この指摘は、公平かつ科学的な判断を促進し、里親認定の過程をより公正なものにするための重要な要素である。そのため、当該医療機関名の公開は、意見照会の透明性を高め、児相による判断の妥当性を検証する上で欠かせないものである。

4. 「おそれ」の基準に関する法律上の解釈

個人情報保護法第 78 条第 1 項第 3 号イが定める「おそれ」は、単なる可能性の主張では足りず、合理的で具体的な根拠に基づくものである必要がある。しかし、提示された理由は抽象的で、具体的な事例や証拠が欠如している。このような主張は「おそれ」としての要件を満たさない。

5. 透明性確保の重要性

里親認定過程における公平性や透明性を確保するためには、意思決定に関与した機関やプロセスが明示されるべきである。特に、本件では「年齢差基準」に関する検討という重要な判断が行われた背景を明確にする必要があり、情報公開が公益性を高めると考えられる。

以上の理由から、本件における情報の不開示が必要不可欠であるとする主張には合理的な根拠がない。印影や医療機関名を公開することで当該法人等に「おそれ」が生じるとは言い難く、法的要件を満たさない不開示決定は再考を要すると判断する。

(3) 第 78 条第 1 項第 3 号口の該当性について

1. 「開示しないとの条件」が明確に付されていないこと

法第 78 条第 1 項第 3 号口の適用には、「開示しないとの条件で任意に提供されたもの」であることが求められる。しかし、本件においては、情報提供時に「開示しない」との明示的な条件が付されていたことを示す記録や合意の存在が示されていない。したがって、法的に情報の非開示を正当化する根拠が不十分である。

本件情報は、大分県が他自治体の年齢差基準に関する調査・照会を行う際に提供されたものとされているが、審議会資料提供時に「開示しない」との条件は付されていない。このため、法第 78 条第 1 項第 3 号口に基づく不開示の根拠は存在しない。提供情報の開示を制限する条件がなかったことから、開示請求に対して不開示判断を下す理由はない。

2. 「開示しない条件」が合理的であると認められないこと

開示しない条件が合理的であると認められるには、その条件が当該情報の性質や提供時の状況に照らして適切である必要がある。本件情報は、里親認定の年齢差基準に関するものであり、他自治体の運用実態を参考にするために提供されたと考えられる。この情報が開示されることにより、養子縁組制度の透明性や公平性が促進される公益性があるため、「開示しない条件」が合理的とする理由付けは成立しない。

3. 「通例として開示しないことが合理的」とする判断の不適切性

さらに、提供情報が「通例として開示しないことが合理的である」という状況にも該当しない。本件情報は年齢差基準に関する情報であり、行政の透明性や公共性の観点からも、その公開が公益にかなうものと考えられる。通例として開示しないという判断が合理的であるとするには、具体的な事例や根拠が不十分であり、この点で不開示理由は妥当性を欠いている。

4. 情報公開請求における開示義務の適用

本件情報は、大分県が管理する公文書であり、法第 78 条に基づき開示請求を受けた場合には、必要な説明がなされるべきである。開示しない条件が付されていない限り、情報公開請求者に対して開示義務が生じるべきである。

5. 情報公開の公益性とその優位性

本件情報は、里親認定における年齢差基準という重要な判断基準に関するものである。その公開により、養子縁組制度の公平性や透明性が向上し、他の自治体の基準との比較や評価が容易になる。特に、大分県が他自治体の基準を参考に判断している場合、基準設定における意思決定の妥当性を市民が評価するために必要不可欠な情報である。また、この公開は制度運営への市民の理解と信頼を促進するなど、公共の利益に大きく資するものである。

6. 情報公開請求制度の利用者に過剰な負担を課す支援課の対応

支援課は「個別に他の自治体に情報公開請求すべき」としているが、これは情報公開法の趣旨に反する。本件情報は大分県が管理するものであり、大分県の判断で公開の可否を決定すべきである。他自治体への個別請求を求めることは、情報公開請求制度の利用者に過剰な負担を課すことにほかならない。

以上の理由から、法第 78 条第 1 項第 3 号ロに基づく不開示情報の該当性は認められない。支援課による不開示判断は再検討されるべきであり、情報公開の原則に則って開示されるべきと考えられる。

(4) 第 78 条第 1 項第 6 号の該当性について

諸官庁である「こども家庭庁」は、大分県だけではなく「社会的養育の推進に向けて」広く情報提供を行っている。「里親等委託の推進について」は、大分県にも取組を促している。「都道府県等における里親等委託推進に向けた個別項目ごとの取組事例」として、大分県における里親等委託推進に向けた取組が掲示されている。

里親等委託の推進に向けた具体的な改善方策等について、国からも里親等委託の推進のため、「里親等委託率について、原則、国が策定要領に掲げる目標(乳幼児 75%以上、学童期以降 50%以上)と同等の水準の数値目標を定めることを求める」「国の目標を超えた数値目標を求め、次期計画終期までの全都道府県・指定都市・児童相談所設置市における里親等委託率目標達成を確実に遂行する。」と求められている。

里親等委託を進める上での主な課題として、「登録里親確保の問題・里親制度の社会的認知度が低く、新規委託可能な登録里親が少ない。」と一番に認知度が、低いことを提示している。里親制度の運用を世間一般に、広報活動すべきところであるのに、「これらの情報を公開することで、既に公開されている委員や職員氏名と照合し、発言した委員や職員に対し不当な圧力等がかかり、今後の活発な意見交換や業務遂行ができなくなるおそれがある。」と里親制度や審議会の内容について、都合の悪いことを追及されないようにするための口実にしている。

審議会は非公開となっており、傍聴することもできない。「何をしているか、外から見えない」という状況は不正にもつながりやすく、信頼失墜に直結するような重大なミスも、見逃されやすくなる。「第 2 本件対象公文書の意義、性格について」で触れたように、不適切な事案を見相が押通して採択されても、審議したと言え罷り通る状況である。守るべきものは社会的養護を受ける、こども達である。制度運用にあたり、こども達や家庭養育を担う里親に対して、制度を正しく知る権利を確保すべきである。

こども家庭庁が掲げる里親等委託推進の方針に沿って、大分県も取り組みを行っているものの、情報の非公開や透明性の欠如が制度運用の矛盾を生じさせている。里親制度の正確な運用には、正しい情報を広く提供し、こども達や里親の知る権利を確保することが不可欠であり、表面的な取り繕いではなく、制度の信頼性を高めるためにも情報公開が必須である。

(5) その他について

支援課の対応にはいくつかの問題が指摘できる。まず、公文書の一部公開決定に際し、期間延長の通知書を提示した理由として「対象公文書が大量であり、また機微な個人情報等を含むため、公開の可否を判断するのに日数を要する」と説明している。しかし、今回の審査請求において、実際に存在する書面を「存在しない」と表記し、指摘を受けた後になってから提出するという対応が確認された。この対応には一カ月以上を要しており、杜撰であると評価せざるを得ない。さらに、支援課の主張や対応には信憑性が欠けており、単に「おそれ」を理由に不都合な情報を隠蔽しようとしている体制に問題があると考えられる。公開すべき情報を適切に扱うために、支援課は情報操作を改め、情報管理と公文書公開における透明性を確保し、適正な対応を徹底する必要がある。

第6 審査会の判断

1 本件対象公文書について

本件対象公文書は、令和2年度及び令和4年度から6年度までに開催された大分県社会福祉審議会児童福祉専門分科会里親部会（以下「里親部会」という。）において、里親の認定や里親委託に係る年齢差基準等についての審議内容を記録した議事録及び添付資料（養子縁組里親申請者一覧、里親申請者家庭調査表（新規）、養子縁組里親認定申請書、家屋の平面図、養育里親研修養育実習終了報告書、養子縁組里親への里親委託に係る年齢差基準についての提案書、登録更新者一覧）であって、本件開示請求時までに作成された文書である。

2 不開示決定処分の適否について

本件不開示決定処分については、本件開示請求時点において、令和6年度の里親部会は開催されておらず、また、実施機関は、弁明書によると、審査請求人の要請を受け、再度開示請求に係る公文書がないか確認したが該当する事項はなかった旨主張しており、さらに、実施機関に弁明書の記載内容について確認したところ、里親部会では児童福祉法施行令等の関係法令に基づき、里親認定及び里親制度の運用ルールに関する事項を審議するものであって、その後の里親委託は里親部会の審議事項ではないとのことであった。以上のことからすると、本件不開示決定処分に特段不合理な点は見受けられない。

3 本件対象公文書の不開示情報該当性について

(1) 法第 78 条第 1 項第 2 号該当性について

法第 78 条第 1 項第 2 号は、「開示請求者以外の個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお、開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれのあるもの」を、不開示とすることを定めている。また、同号ただし書は、「イ 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」、「ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」、「ハ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報が職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職遂行の内容に係る部分」を、同号本文の不開示情報の例外として開示することを定めている。

実施機関が不開示とした部分について、当審査会において本件対象公文書を見分したところ、養子縁組里親申請者一覧及び登録更新者一覧では養子縁組里親申請者の氏名、生年月日、住所、職業、年齢の情報、里親申請者家庭調査表（新規）では審査請求人の配偶者の親族に係る居住地、健康状態等が記載されていることが認められた。そこで、以下、法第 78 条第 1 項第 2 号該当性について、記載内容ごとに検討する。

ア まず、不開示部分のうち養子縁組里親申請者一覧及び登録更新者一覧に記載されている個人の氏名、生年月日、住所、職業、年齢については、開示することにより特定の個人を識別できる情報であるため、法第 78 条第 1 項第 2 号に該当する。

イ 次に、不開示部分のうち、里親申請者家庭調査表（新規）に記載されている審査請求人の配偶者の親族に係る情報について、審査請求人は、配偶者の親族に係る記載は、私達夫婦が書面にて記載し、児相に提出したものであるため、法第 78 条第 1 項第 2 号イに定める「法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができる情報又は知ることが予定されている情報」に該当すると主張しているが、実施機関に確認したところ、里父母の親族情報については書面の提出ではなく、児童相談所の職員が聴き取り調査を行っており、原則、里父、里母別々に調査を実施しているとのことであった。

したがって、本件不開示部分に記載された情報は、児童相談所の職員が里母から直接聴き取った内容であることを踏まえると、審査請求人が親族であるという事情を考慮したとしても、慣行として開示請求者が知ることができる又は知ることが予定されている情報とは言い切れないため、法第 78 条第 1 項第 2 号に該当するとして不開示とした実施機関の判断は妥当である。

ウ また、不開示部分のうち令和4年度第4回里親部会議事録29～31行目について、実施機関は開示請求者以外の個人に関する情報であるため法第78条第1項第2号に該当するとしているが、当審査会において見分したところ、当該不開示部分に第三者の個人の情報はなく、養子縁組里親の里親委託に係る年齢差基準を検討するにあたっての委員の発言が記載されていた。同項第6号については後述のとおりであるが、里親部会は今後も審議が行われることが想定され、養子縁組里親の里親委託に係る年齢差基準についても、社会情勢の変化等から今後も審議・検討されないとはいえないことから、当該不開示部分が開示された場合、各委員が自身の発言内容によって圧力を受けること等をおそれ、今後同種の審議等で率直な意見交換が損なわれるおそれがあるため、同項6号に該当すると考えられる。

(2) 法第78条第1項第3号イ該当性について

法第78条第1項3号イは、「法人その他の団体に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」を、不開示とすることを定めている。

実施機関は、本件対象公文書には、里親認定前の実習先として受け入れ、評価した施設の印影、年齢差基準について検討をするにあたり意見照会をした医療機関の名称が記載されており、印影については施設の内部管理情報にあたるとして、また、医療機関の名称については、既に開示している意見と照らし合わせ、医療機関に対し問い合わせが相次ぎ、業務に支障を及ぼすなど、当該施設等の権利及び競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると主張している。

実施機関が不開示とした部分について、当審査会において本件対象公文書を見分したところ、里親認定前の実習を受け入れた施設の印影及び養子縁組里親の里親委託に係る年齢差基準を検討するにあたって意見照会した不妊治療専門医療機関及び養子縁組あっせん事業者の名称が記載されていることが認められた。そこで、以下、法第78条第1項第3号イ該当性について、記載内容ごとに検討する。

ア まず、不開示部分のうち里親認定前の実習を受け入れた施設の印影について、当該施設の印影は、事業活動を行う上での内部管理に属する事項であり、開示することにより、偽造、悪用されるなど、当該施設の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることは否定できないため、法第78条第1項第3号イに該当する。

イ また、不開示部分のうち養子縁組里親の里親委託に係る年齢差基準を検討するにあたって意見照会した不妊治療専門医療機関及び養子縁組あっせん事業者の名称について、当該医療機関等から実際に回答のあった意見を令和5年度第1回里親部会の資料の中で開示していることから、当該医療機関等の名称を開示すると、内容の詳細等を確認しようと問い合わせが寄せられる可能性は否定できず、当該医療機関等の業務に支障を及ぼすなど、当該医療機関等の権利及び競争上の

地位その他正当な利益を害するおそれがあるため法第 78 条第 1 項第 3 号イに該当するといえる。加えて、当該医療機関等の名称を開示すると、当該医療機関等との信頼関係が損なわれ、今後、同種の業務においても必要な情報共有を図ることが困難になるおそれもあるため、同項第 7 号にも該当する。

(3) 法第 78 条第 1 項第 3 号ロ該当性について

法第 78 条第 1 項 3 号ロは、「法人その他の団体に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、行政機関等の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの」を、不開示とすることを定めている。

実施機関は、本件対象公文書には、年齢差基準について検討をするにあたり照会した自治体名、児相名、具体的な年齢要件等に関する記載があり、これらの情報は他の自治体に年齢差基準について調査検討する目的で、他の用途では使用しない条件で照会し、他の自治体も左記条件を把握したうえで提出された情報であり、他の自治体は年齢差基準に関する情報を公開していないことから、本件開示請求をもって公開することは不相当であると主張している。一方、審査請求人は情報提供時に「開示しない」との明示的な条件が付されていたことを示す記録や合意の存在が示されておらず、法的に情報の非開示を正当化する根拠が不十分であると主張している。

実施機関が不開示とした部分について、当審査会において本件対象公文書を見分したところ、養子縁組里親の里親委託に係る年齢差基準について検討をするにあたり、年齢要件等を照会した自治体及び児童相談所の名称、具体的な年齢要件に関する内容が記載されていることが認められた。

実施機関は、これらの情報は実施機関が他の自治体に年齢差基準について調査検討する目的で、他の用途では使用しない条件で照会し、他の自治体も左記条件を把握したうえで提出された情報であると主張しているが、一般的に、他の自治体からの照会に応じて当該自治体に情報を提供した自治体は、当該情報が公にされるということを想定しているとまでは通常いえず、本件では、いずれの自治体においても当該情報を一般に公表していないということを踏まえると、実施機関の主張に特段不合理な点は認められない。

よって、法第 78 条第 1 項第 3 号ロに該当する。

(4) 法第 78 条第 1 項第 6 号該当性について

法第 78 条第 1 項第 6 号は「国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益

を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」を、不開示とすることを定めているが、ここでいう「審議、検討又は協議（以下、「審議等」という。）に関する情報」とは、個人情報保護委員会が作成している「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）」によると、意思決定が行われるまでの途中の段階の情報であり、意思決定されていない段階での未成熟な情報等を開示することによる様々な支障がある場合に不開示情報となると解される。

また、審議等が終了し、意思決定が行われた後であっても、当該審議等に関する情報が開示されると将来予定されている同種の審議等に係る意思決定に不当な影響を与えるおそれがあれば、本号に該当し得るとされている。

実施機関は、本件対象公文書には、審査請求人夫妻に対する児童相談所や研修機関の評価、年齢差基準を議論するにあたっての委員および県の意見や考え方について記載しており、これらの情報を開示することで、既に開示されている委員や職員の氏名と照合し、発言した委員や職員に対し不当な圧力等がかかり、今後の活発な意見交換や業務遂行ができなくなるおそれがあると主張している。

実施機関が不開示とした部分について、当審査会において本件対象公文書を見分したところ、審査請求人の家庭の融和状態・雰囲気、里親認定の適否に関する児童相談所長の意見、里親認定前の実習受入施設における審査請求人夫妻に対する評価、養子縁組里親の里親委託に係る年齢差基準にあたっての委員及び県の意見や考え方が記載されていることが認められた。そこで、以下、法第78条第1項第6号該当性について、記載内容ごとに検討する。

ア まず、不開示部分のうち、審査請求人の家庭の融和状態・雰囲気、児童相談所長の意見、実習受入施設の評価が記載されている里親申請者家庭調査表（新規）及び養育里親研修養育実習終了報告書は、実施機関によると、審査請求人夫妻の里親認定の適否を里親部会で審議する際に用いられた資料であるとのことであるが、審査請求人夫妻は令和2年度第2回（令和3年3月23日開催）の里親部会において里親に認定されているとのことから、審査請求人夫妻における審議は既に終了したものと考えられる。しかし、里親の認定については、今後も希望者から申請があるたびに里親部会で審議するものであり、里親申請者家庭調査表（新規）及び養育里親研修養育実習終了報告書等を検討材料として里親認定の適否を決定することから、当該不開示部分を開示すると、今後、職員が申請者の反応等を考慮して、率直な意見の記載を差し控え、当たり障りのない意見等を記載するようになり、里親部会での審議において、適正な評価や判断を行うために必要な情報を十分に得ることができなくなることから、将来予定されている同種の審議等に係る意思決定に不当な影響を与えるおそれがあるといえるため、法第78条第1項第6号に該当する。

また、当該不開示部分は児童相談所職員や実習受入施設の職員が記載した内容であり、客観的な事実だけでなく、職員の所感も含めた詳細な情報が記載されているため、開示することにより、今後、職員が申請者の反応等を考慮して、率直な意見の記載を差し控え、当たり障りのない意見等を記載するおそれがあり、里

親の認定等の事務の遂行に支障が生じるおそれがある。加えて、実習受け入れ施設の行った審査請求人夫妻の評価については、開示するとなると、当該施設との信頼関係も損なわれ、今後、同種の業務においても協力を得られなくなるおそれもあるため、同項第7号にも該当する。

イ さらに、里親部会の議事録において、養子縁組里親の里親委託に係る年齢差基準にあたっての委員及び県の意見や考え方についての記載部分が不開示とされているが、里親部会は上述のとおり今後も審議が行われることが想定され、養子縁組里親の里親委託に係る年齢差基準についても、社会情勢の変化等から今後も審議・検討されないとはいえないことから、開示することにより、各委員が自身の発言内容によって圧力を受けること等をおそれて、今後同種の審議等で率直な意見交換が損なわれるおそれがあると考えられる。

よって、審議等が終了し、意思決定が行われた後であっても、当該審議等に関する情報が開示されると将来予定されている同種の審議等に係る意思決定に不当な影響を与えるおそれがあるといえるため、法第78条第1項第6号に該当する。

3 結論

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第7 審査会の処理経過

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和7年1月8日	諮 問
令和7年1月31日	事案審議（令和6年度第10回審査会）
令和7年2月26日	事案審議（令和6年度第11回審査会）
令和7年3月19日	答申決定（令和6年度第12回審査会）
令和7年4月23日	答申決定（令和7年度第1回審査会）

大分県情報公開・個人情報保護審査会会長及び委員

氏 名	職 業	備 考
生 野 裕 一	弁護士	会 長
渡 邊 博 子	大分大学経済学部教授	
大 塚 浩	大分県商工会議所連合会専務理事	
松 尾 和 行	元大分合同新聞社編集局長	R7. 3. 31 退任
田 中 竜	元大分合同新聞社報道部長	R7. 4. 1 就任
梶 原 百合子	大分県地域婦人団体連合会理事	
三 島 麻 衣	三愛総合健診センター長	
加 納 雅 子	元大分市立駕野小学校長	

品 川 佳 満	大分県立看護科学大学看護学部准教授	
帆 秋 勢津子	元大分市大南支所窓口担当班 参事補兼グループリーダー	

別表1

文書名	場所		非開示理由
令和2年度第2回 大分県社会福祉審議会 児童福祉専門分科会 里親部会議事録	P6	1～10行目	当該請求に係る記載事項ではないため
		24～44行目	当該請求に係る記載事項ではないため
令和2年度第2回 大分県社会福祉審議会 児童福祉専門分科会 里親部会資料	P45	申請者一覧	法第78条第1項第2号に該当（開示請求者以外の個人に関する情報であるため）
	P59	家庭の融和状態・雰囲気はどうか	個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第78条第1項第6号に該当（率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、今後の事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため）
		里母方家族	法第78条第1項第2号に該当（開示請求者以外の個人に関する情報であるため）
		里親認定の適否に関する児童相談所長の意見の欄	法第78条第1項第6号に該当（率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、今後の事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため）
	P64	総合評価の欄	法第78条第1項第6号に該当（率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、今後の事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため）
		法人印影	法第78条第1項第3号イに該当（当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため）
令和4年度第4回 大分県社会福祉審議会 児童福祉専門分科会 里親部会議事録	P6	1～27行目	当該請求に係る記載事項ではないため
		引田部会長 発言	法第78条第1項第6号に該当（率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、今後の事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため）
		大呂委員 発言	法第78条第1項第6号に該当（率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、今後の事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため）
		飯田委員 発言	法第78条第1項第6号に該当（率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、今後の事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため）
	P7	松田委員 発言	法第78条第1項第6号に該当（率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、今後の事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため）
		平原委員 発言	法第78条第1項第6号に該当（率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、今後の事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため）
		首藤委員 発言	法第78条第1項第6号に該当（率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、今後の事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため）
		副島委員 発言	法第78条第1項第6号に該当（率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、今後の事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため）
		大呂委員 発言	法第78条第1項第6号に該当（率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、今後の事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため）
		飯田委員 発言	法第78条第1項第2号に該当（開示請求者以外の個人に関する情報であるため）
		35～44行目	当該請求に係る記載事項ではないため
	P8	引田部会長 発言	法第78条第1項第6号に該当（率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、今後の事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため）
		10行目～	当該請求に係る記載事項ではないため
令和4年度第4回大分県 社会福祉審議会 児童福祉専門分科会 里親部会資料	P110	調査検討内容案(案)	法第78条第1項第3号イに該当（当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため）
	P111	九州各県児童相談所の状況	法第78条第1項第3号ロに該当（実施機関の要請を受けて公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、公にしないことが合理的であると認められるもの）
令和5年度第1回 大分県社会福祉審議会 児童福祉専門分科会 里親部会議事録	P5	大呂委員 発言	法第78条第1項第6号に該当（率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、今後の事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため）
	P6	飯田委員 発言	法第78条第1項第6号に該当（率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、今後の事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため）
		中野課長 発言	法第78条第1項第6号に該当（率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、今後の事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため）
		14行目	法第78条第1項第6号に該当（率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、今後の事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため）
		16行目	法第78条第1項第6号に該当（率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、今後の事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため）
		谷本主幹 発言	法第78条第1項第6号に該当（率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、今後の事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため）
		下から17行目	法第78条第1項第6号に該当（率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、今後の事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため）

文書名	場所		非開示理由
令和5年度第1回大分県社会福祉審議会 児童福祉専門分科会 里親部会資料	P6	河野所長 発言	法第78条第1項第6号に該当(率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、今後の事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため)
令和5年度第1回大分県社会福祉審議会 児童福祉専門分科会 里親部会資料	P42	令和4年度第4回児童福祉審議会里親部会での意見	法第78条第1項第6号に該当(率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、今後の事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため)
		他自治体の状況	法第78条第1項第3号ロに該当(実施機関の要請を受けて公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、公にしないことが合理的であると認められるもの)
	P43	他自治体の状況(続き)	法第78条第1項第3号ロに該当(実施機関の要請を受けて公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、公にしないことが合理的であると認められるもの)
令和5年度第2回大分県社会福祉審議会 児童福祉専門分科会 里親部会議事録	P8	1～23行目	当該請求に係る記載事項ではないため
		松田委員 発言	法第78条第1項第6号に該当(率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、今後の事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため)
令和5年度第2回大分県社会福祉審議会 児童福祉専門分科会 里親部会資料	P64	R5.6.27令和5年度第1回児童福祉審議会里親部会での改正に対する意見	法第78条第1項第6号に該当(率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、今後の事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため)
	P66	令和4年度第4回児童福祉審議会里親部会での意見	法第78条第1項第6号に該当(率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、今後の事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため)
		他自治体の状況	法第78条第1項第3号ロに該当(実施機関の要請を受けて公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、公にしないことが合理的であると認められるもの)
	P67	他自治体の状況(続き)	法第78条第1項第3号ロに該当(実施機関の要請を受けて公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、公にしないことが合理的であると認められるもの)
令和5年度第4回大分県社会福祉審議会 児童福祉専門分科会 里親部会資料	P82	登録更新者一覧(令和5年度)	法第78条第1項第2号に該当(開示請求者以外の個人に関する情報であるため)